（区域管理者の指定）

第百四十九条の二　区域管理者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者であつて、その区域において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものでなければならない。

一　（略）

二　第二類医薬品又は第三類医薬品を販売し、又は授与する区域　薬剤師又は登録販売者（第十五条第二項の登録販売者を除く。）

２・３　（略）

（区域における従事者の区別等）

第百四十九条の六　（略）

２　配置販売業者は、第十五条第二項の登録販売者が付ける前項の名札については、その旨が容易に判別できるよう必要な表記をしなければならない。

３　配置販売業者は、第十五条第二項の登録販売者については、薬剤師又は登録販売者（同項の登録販売者を除く。）の管理及び指導の下に実務に従事させなければならない。

別表第一の二（第十五条の六、第十五条の十五、第百四十七条の七、第百四十七条の十二関係）

第一　薬局又は店舗の管理及び運営に関する事項	
一～三　（略）	
四　当該薬局又は店舗に勤務する薬剤師又は第十五条第二項の登録販売者以外の登録販売者若しくは同項の登録販売者の別、その氏名及び担当業務	
五～八　（略）	
第二　（略）	

別表第一の三（第十五条の六、第百四十七条の七関係）

一・二　（略）	
三　現在勤務している薬剤師又は第十五条第二項の登録販売者以外の登録販売者若しくは同項の登録販売者の別及びその氏名	
四・五　（略）	

別表第一の四（第百四十九条の十関係）

第一　区域の管理及び運営に関する事項	
一～三　（略）	
四　当該区域に勤務する薬剤師又は第十五条第二項の登録販売者以外の登録販売者若しくは同項の登録販売者の別、その氏名及び担当業務	
五～八　（略）	
第二　（略）	

（区域管理者の指定）

第百四十九条の二　区域管理者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者であつて、その区域において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものでなければならない。

一　（略）

二　第二類医薬品又は第三類医薬品を販売し、又は授与する区域　薬剤師又は登録販売者（第十五条第二項の登録販売者を除く。）

２・３　（略）

（区域における従事者の区別等）

第百四十九条の六　（略）

２　配置販売業者は、第十五条第二項の登録販売者が付ける前項の名札については、その旨が容易に判別できるよう必要な表記をしなければならない。

３　配置販売業者は、第十五条第二項の登録販売者については、薬剤師又は登録販売者（同項の登録販売者を除く。）の管理及び指導の下に実務に従事させなければならない。

別表第一の二（第十五条の六、第十五条の十五、第百四十七条の七、第百四十七条の十二関係）

第一　薬局又は店舗の管理及び運営に関する事項	
一～三　（略）	
四　当該薬局又は店舗に勤務する薬剤師又は第十五条第二項の登録販売者以外の登録販売者若しくは同項の登録販売者の別、その氏名及び担当業務	
五～八　（略）	
第二　（略）	

別表第一の三（第十五条の六、第百四十七条の七関係）

一・二　（略）	
三　現在勤務している薬剤師又は第十五条第二項の登録販売者以外の登録販売者若しくは同項の登録販売者の別及びその氏名	
四・五　（略）	

別表第一の四（第百四十九条の十関係）

第一　区域の管理及び運営に関する事項	
一～三　（略）	
四　当該区域に勤務する薬剤師又は第十五条第二項の登録販売者以外の登録販売者若しくは同項の登録販売者の別、その氏名及び担当業務	
五～八　（略）	
第二　（略）	